

川越市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が締結する電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス 電子契約サービス提供事業者が市及び市の契約の相手方の指示に基づき、電子契約サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行うとともに、電子契約書を保存及び管理するサービスをいう。
- (5) 情報システム管理者 電子契約サービスの利用に関し、責任を有する者で、総務部契約課長をいう。
- (6) 担当者 電子契約サービスを利用し、電子契約書の内容を確認する者をいう。
- (7) 承認者 電子契約サービスにアップロードされた電子契約書が、事前に決裁を得たものと相違ないことを確認する者で、各部局の課室長、出先機関の長（公共施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、当該施設の管理を代表する者）、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長をいう。
- (8) 実施所属 電子契約サービスを利用する所属をいう。
- (9) アカウント 電子契約サービスを利用するための権利をいう。
- (10) パスワード 電子契約サービスを利用するために必要となる符号をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 市が締結する契約は、次に掲げるものを除き、電子契約によること

ができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

2 市長は、入札公告、指名通知又は見積執行等の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

(電子契約の利用方法)

第4条 職員は、電子契約サービスを利用するにあたり、川越市情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

2 契約の相手方の送信先の確認は、川越市電子申請・届出サービスの届出により行うものとする。

3 契約の相手方に電子契約書を送信するときは、アクセスコード（第三者による文書の閲覧を防止するための符号をいう。）を設定するものとする。

4 電子署名は、電子契約サービスを利用する実施所属に属する担当者及び承認者が行うものとする。

5 電子署名は、担当者、契約の相手方、承認者の順に行うものとする。

(情報システム管理者の職務)

第5条 情報システム管理者は、電子契約サービスの円滑な運用を確保するとともに、電子契約サービスで取り扱われる情報資産の機密性を維持するため、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 実施所属に対し、担当者又は承認者の電子契約サービスのアカウントを設定し、管理すること。

(2) 電子契約サービスの情報セキュリティ対策に関すること。

(3) 電子契約サービスの利用内容及び利用方法について定めること。

(4) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に管理運営するために適切な処置を講ずること。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントの管理は、担当者又は承認者が適正に行い、パスワードを他に知られないよう厳重に管理しなければならない。

2 パスワードの設定又は変更は、担当者又は承認者が行う。

3 アカウントに登録するメールアドレスは、実施所属における個人に割り

当てられたメールアドレスとする。

- 4 情報システム管理者は、業務上必要な場合は、各実施所属に割り当てられたメールアドレスにアカウントを設定することができる。

(電子契約書の保存)

第7条 電子契約書の正本は、電子契約サービスに保存される電子契約書とする。

(事故報告)

第8条 実施所属の長は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、直ちに情報システム管理者に報告し、指示に従うものとする。

- 2 実施所属の長は、パスワードの漏えいその他の事故があったときは、直ちにその旨を情報システム管理者に報告しなければならない。

- 3 情報システム管理者は、前2項による報告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。